

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次		ページ
告示		
○平成24年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）		1
○国土調査の成果の認証（用地対策課）		1
○土地収用法に基づく事業の認定（ 〃 ）		1
公告		
○宅地建物取引業法による聴聞（2件）（住宅課）		2

告 示

高知県告示第16号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成25年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 男子（平成25年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間
随時（最終期限は、平成25年2月1日（金））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成25年2月2日 （土）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第17号

土佐清水市宗呂上の一部地区、香南市赤岡町の一部地区、安芸郡芸西村久重の一部地区並びに吾川郡いの町柳瀬石見、鹿敷及び中追の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和

26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 土佐清水市
 - 赤岡町
 - 芸西村
 - いの町
 - 調査を行った地域及び時期
 - 土佐清水市宗呂上の一部
平成20年度及び平成21年度
 - 香南市赤岡町の一部
平成13年度及び平成14年度
 - 安芸郡芸西村久重の一部
平成22年度及び平成23年度
 - 吾川郡いの町柳瀬石見、鹿敷及び中追の各一部
平成22年度及び平成23年度
 - 成果の名称
 - 土佐清水市地籍図及び地籍簿
 - 赤岡町地籍図及び地籍簿
 - 芸西村地籍図及び地籍簿
 - いの町地籍図及び地籍簿
 - 認証年月日
平成25年1月18日
- 高知県告示第18号**
土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
- 平成25年1月18日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 起業者の名称
社会福祉法人ザ・ハート・クラブ
 - 事業の種類
在宅介護支援事業所サイタ（仮称）建設事業
 - 起業地
 - 収用の部分
高知市朝倉甲23番1及び25番1
 - 使用の部分
なし
 - 事業の認定をした理由
平成24年11月27日に社会福祉法人ザ・ハート・クラブ（以下「起業者」という。）から申請があった在宅介護支援事業所サイタ（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

- 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2に規定する小規模多機能型居宅介護事業、老人デイサービス事業及び老人短期入所事業を行うため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の施設を整備するものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に係る事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
- 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
起業者は、本件事業に係る事業所の整備について、所轄庁である高知市長の許可を受けている。また、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
政府が発表した「平成24年度版高齢者白書」によると、平成23年10月1日時点で65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,975万人、総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は過去最高の23.3パーセントとなり、我が国は、世界に前例のない速さで高齢化が進んでおり、超高齢社会を迎えている。
本県の高齢化率は、全国平均を大幅に上回る29.0パーセントであり、平成24年3月に高知市が策定した「高知市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画（平成24～26年度）」によると、高知市では、全国平均より5年ほど早く高齢化が進んでおり、今後人口は減少を続ける一方で、高齢化率は増加し続け、特に介護の必要性が高くなる85歳以上の人口は、平成42年には、現在の2.4倍に増加すると予測されている。また、高知市全域を日常生活圏域により東西南北の4つの圏域に分けた場合に、本件事業の計画予定地の存する西部圏域は、4圏域の中で最も高齢者人口及び要介護認定者数が多い状況にあることが示されている。一人暮らし又は高齢者夫婦のみの世帯が多くなっており、これらの方は、これからの生活に様々な不安を抱えている。高齢者の多くは、介護が必要となった場合に自宅での生活を望んでいるが、現状は、家庭の事情等により西部圏域外の療養病床又は施設に依存する等、地域住民の多種多様な福祉サービスの需要に対し、これらに応えることができる施設が不足している

状態である。また、高知市が策定している施設整備計画数に対しても、整備が立ち遅れている現状にある。

本件事業は、事業所に登録された利用者が、自身の様態及び希望に応じて通い、宿泊及び訪問のサービスを柔軟に組み合わせて利用することにより、在宅での生活継続ができるように支援することを目的とした小規模多機能型居宅介護事業所を整備するものである。また、その他の通所介護及び短期入所生活介護の居宅サービスを利用することができる施設も併設される。

本件事業の施行により、高知市西部圏域における高齢者への福祉サービスの充実に貢献することができ、施設を利用する要介護等高齢者が住み慣れた地域の中で在宅生活を継続することができるようになるものである。高齢者がいきいきと暮らすことは、本人及び家族、そして地域にとっても望ましいものであり、地域社会づくりにも貢献することができるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

起業者が行った調査によると、本件起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき貴重な動植物及び文化財等は見受けられない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）により環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者は、本件事業の施行に係る工事に当たっては、起業地周辺の生活環境に及ぼす影響をできる限り軽減する措置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地として、起業者が現在運営している社会福祉施設の近隣地であり、かつ、接道状況が良い土地であることを必須条件に2か所の候補地を選定し、更に経済性、環境面、合理性、効率性等も含め、あらゆる角度から適地性について比較検討が行われている。申請案は、土地の形状も良く、南側が市道に接道しており、経済性、施設の立地環境面及び効率性でも優位であり、最適である。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件起業地の存する高知市西部圏域においては、増え続ける高齢者及び要介護認定者の福祉ニーズ及び地域のニーズに応えられる施設が不足している。高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら、在宅で自分らしい人生が送れるように支援するために、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第5項に規定する地域密着型サービスは必要であり、特に小規模多機能型居宅介護施設の整備が望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）による設備基準等を満たすためのものであり、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
高知市役所

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成25年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 聴聞の期日

平成25年1月28日（月）午前10時

2 聴聞の場所

高知市丸ノ内二丁目1番19号 高知県職員能力開発センター 2階小会議室

3 聴聞を受ける者

- (1) 商号又は名称
スイート住宅
- (2) 代表者の氏名
高橋 昌弘
- (3) 主たる事務所の所在地
高知市一宮徳谷1番11号
- (4) 免許証番号
高知県知事（4）第2310号
- (5) 免許年月日
平成24年4月30日

~~~~~  
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成25年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 聴聞の期日

平成25年1月28日（月）午前11時

2 聴聞の場所

高知市丸ノ内二丁目1番19号 高知県職員能力開発センター 2階小会議室

3 聴聞を受ける者

- (1) 氏名  
北村 慎一
- (2) 住所  
香南市赤岡町995番地5
- (3) 宅地建物取引主任者資格登録番号  
(高知)第2645号
- (4) 宅地建物取引主任者証交付年月日  
平成21年7月15日